

令和5年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和5年12月6日午前8時59分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	檜 山 裕 子	副局長	小 倉 一 仁
------	---------	-----	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	芝 健 治	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住 民 課 副 課 長	芦 口 正 史	福 祉 課 長	木 村 陽 子
福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃	福 祉 課 副 課 長	坂 本 真 理 子
長 寿 課 長	宮 本 真 里	建 設 課 長	栗 田 信 孝
建 設 課 副 課 長	谷 本 和 久	上 下 水 道 課 長	谷 本 誠

上下水道課 副課長	陸平将史	教育委員会 事務局長	三浦誠
教育委員会 事務局副局長	吉田忠弘	教育委員会 事務局学校 給食センター 所長	前芝由希

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 39 号 令和 4 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 40 号 令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 41 号 令和 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 42 号 令和 4 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 43 号 令和 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 44 号 令和 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 45 号 令和 4 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 46 号 令和 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 47 号 令和 4 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 48 号 令和 4 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 14 議案第 59 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 60 号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 61 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 上富田町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第 2 0 議案第 6 5 号 和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第 2 1 議案第 6 6 号 みなべ町が和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を脱退することに伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 2 2 議案第 6 7 号 令和 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 3 議案第 6 8 号 令和 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 4 議案第 6 9 号 令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 7 0 号 令和 5 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 7 1 号 令和 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 7 2 号 令和 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 7 3 号 令和 5 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 7 4 号 令和 5 年度上富田町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 7 5 号 土地の取得について
- 日程第 3 1 議案第 7 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 7 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

△開 会 午前8時59分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回上富田町議会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番、山本哲也君、6番、正垣耕平君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は15日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和5年9月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の

規定により、出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と本定例会までに提出のありました要望書の写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告締切りは、本日12月6日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石 哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和5年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、本年を振り返ってみますと、まず思い浮かびますが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症になったこととございます。令和2年1月に国内で初めて感染者が確認された段階では、この感染症への対応が3年以上にわたるとは考えもいたしませんでした。

本町では、集団での新型コロナワクチン予防接種を春と秋に実施し、11月末までに5,388人の方が接種を受けられております。今後も、この3年余りの日々に学んだ感染症などに対する対策を必要に応じて講じつつ、コロナ禍前の日常生活を取り戻していきたいと考えております。

令和6年2月には、4年ぶりに紀州口熊野マラソンが実施されます。本町を代表するイベントでありますので、安全に配慮しつつ実施してまいります。

2点目としまして、本年もガソリンや食料品をはじめとする物価高に大きく影響された1年となりました。令和5年度、本町におきましては、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業、かみとんだ地域元気活性化商品券給付事業、低所得世帯支援商品券事業を実施してまいりました。加えて、本年中に予算化するよう通達のありました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業につきましては、本定例会に予算案を上程いたします。早期の事業着手が必要となりますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

3点目は、防災についてでございます。

令和5年6月2日から降り始めた大雨では、和歌山県をはじめ各地で甚大な被害が発生いたしました。幸いにも、本町では大きな被害はございませんでしたが、県内においては、家屋への浸水被害をはじめ、行方不明者が出るなどの被害があり、本町からも海南市に職員を派遣いたしました。また、災害時相互応援協定を締結しております奈良県斑鳩町では、本年5月に河川が氾濫、7月には、石川県津幡町において線状降水帯による大雨で甚大な被害が発生いたしました。この際、石川県津幡町には、3班体制で職員を派遣しております。

今後、本町におきましても、地震や台風、大雨など、状況に応じた対応が求められることとなります。災害への備え、また発災後の対応について研究を進め、住民の皆様と共に防災、減災に向けた取組を進めてまいります。

さて、今回、令和5年第4回議会定例会に上程します案件としましては、議案として、令和4年度上富田町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定9件、令和4年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定1件、条例の一部改正5件、規約の変更及び財産処分に関する協議3件、令和5年度上富田町一般会計・特別会計補正予算8件、土地の取得について1件、公の施設の指定管理者の指定について2件の合計29件であります。

また、会期中に、条例の一部改正1件、人事案件2件を追加議案として上程させていただく予定であります。

詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

△日程第4 議案第39号～日程第13 議案第48号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 議案第39号、令和4年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13 議案第48号、令和4年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまで10件を一括議題といたします。

決算認定及び各議案等の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がございますので、これを許可いたします。

決算認定の件につきましては、決算審査特別委員会においてご審議をいただいております。お手元に配付しておりますとおり、決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（榎山裕子）

朗読いたします。

令和5年12月6日、上富田町議会議長、大石哲雄様。

決算審査特別委員会委員長、谷端清。

決算審査報告書。

令和5年第3回（9月）定例会において、本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、議件。

議案第39号、令和4年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第48号、令和4年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの10件。

2、審査年月日。

令和5年9月15日、10月3日、4日、5日、6日、23日、11月2日。

3、審査結果。

議案第39号、第41号、第45号、第46号は賛成多数で、議案第40号、第42号から44号までと第47号は全員一致で認定すべきものとし、議案第48号は全員一致で可決及び認定すべきものとする。

4、審査意見。

口頭指摘事項1件、内容は報告書に記載のとおりです。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、10番、谷端清君。

○10番（谷端 清）

決算審査特別委員会委員長報告。

さきの定例会において決算審査特別委員会に審査を付託されました議案第39号、令和4年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第48号、令和4年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの10議案について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、議長、監査委員を除く議員10名をもって構成され、委員長に私、谷端清が、副委員長に平田美穂委員が選任されました。9月15日から延べ7日間にわたり委員会を開催し、決算書、主要施策の成果に関する説明書、各種参考資料、その他提出を求めた関係書類を基に所管課からの詳細な説明を受け、予算が適正に執行されたかな

ど慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第39号から議案第47号までの令和4年度上富田町各種会計決算9件については、全て認定すべきもの、議案第48号、令和4年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定については、可決及び認定すべきものと決定しております。

町当局におかれましては、審査において出された委員からの意見や口頭指摘事項を後年度の予算の編成、行政執行に生かされるよう努めていただきたいと思います。

また、今後も町民の要望把握に努め、施策や事業の精査、検証を行いながら、行財政運営を効率的に行っていただくことを求めます。

以上、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより決算に係る各議案の委員長報告に対する質疑、討論、採決を順に行いますが、委員長報告に対する質疑につきましては、事件の審査経過と結果報告のみに限定されます。事件そのものに係る質疑は原則として許可できませんので、その点よろしく願いいたします。

△日程第4 議案第39号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第39号、令和4年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

令和4年度上富田町一般会計決算に対する反対討論を行います。

児童福祉費の学童保育費において、1支援を70人とされているのは、町の基本条例のおおむね40人以下に反しています。そのことで、国、県、町の補助金は少なくなっ

ており、基準条例に基づく職員体制となっておらず、子供たちが放課後を安全で安心に過ごせる環境を用意できていません。

気候危機が大きな問題となっており、国も自治体に対策を求めています。上富田町は二酸化炭素削減のための事業がほぼなされていません。公共施設への太陽光設置などの対策が必要です。

県下の全市町村の職員に占める会計年度職員の割合は、県の令和4年4月1日調査では29.91%、約30%です。しかし、上富田町は約50%と、県下でも突出して会計年度職員の割合が高い自治体です。類似団体と比べても会計年度職員が多く、正規職員の負担は大きいと思います。改善は少し見られますが、まだまだ不十分です。会計年度任用職員から正規職員に採用する制度検討も含め、抜本的な改善が必要です。

そういった対応が見られないことから、議案第39号、令和4年度上富田町一般会計決算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

3番、平田君。

○3番（平田美穂）

議案第39号、令和4年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について賛成討論を行います。

決算審査において、私は、議会が決定した予算が適正に執行されたのかを審査するとともに各種資料に基づき説明を求める中で、その費用対効果が十分であるか、評価すべきであるかどうか、すなわち、歳入歳出の執行の結果を総合的に確認し、検証し、行政効果を客観的に判断いたしました。その判断に当たって、主要施策説明書は、客観的判断を得るための主要資料でありましたし、また、業務執行結果及び決算金額への質問に対する町当局の答弁も納得できるものでありました。

よって、令和4年度決算は、住民のために適切なる仕事をし、その仕事は十分なる出来具合をなし得ていると判断し、決算認定に賛成いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第39号、令和4年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第5 議案第40号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第40号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第40号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第6 議案第41号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第41号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業決算に対する反対討論を行います。

監査委員の報告にあるように、令和4年度の赤字額は8,937万2,715円となり、赤字が減少しているものの、多額の赤字が恒常化しています。宅地造成事業は減額に努力されていますが、繰上げ充用での対応となっています。今後は、町の保有地の売却に計画的に取り組み、毎年行われている繰上げ充当額の減額にさらに努められるよう発言し、議案第41号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業決算に反対します。
以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第41号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第7 議案第42号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第42号、令和4年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第42号、令和4年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第8 議案第43号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第43号、令和4年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第43号、令和4年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第9 議案第44号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第44号、令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第44号、令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第10 議案第45号

○議長(大石哲雄)

日程第10 議案第45号、令和4年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

令和4年度上富田町特別会計介護保険決算に対する反対討論を行います。

介護保険料は第8期の2年目です。低所得者保険料軽減措置が実施されていますが、年金生活者は年収の約1か月分が有無を言えない天引きとなっています。また、令和3年8月より補足給付が改正されました。補足給付費が負担増となっている方が多くいます。特に、第3段階2の施設入所者は月に2万円以上の負担増となりました。

高齢になれば、ショートステイや施設入所が必要になるのは当然です。しかし、補足給付の改正によって安心して活用できない状況です。高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度が、社会全体で負担することになっていません。

よって、議案第45号、令和4年度上富田町特別会計介護保険決算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

6番、正垣君。

○6番（正垣耕平）

介護保険事業において、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりが基本理念として掲げられ、総合的に高齢者施策を実施するとなっており、それに沿った施策が進められています。加えて、町の総合計画の目指す方向性との調和も保たねばなりません。高齢者も増加していく中で、令和2年度以降は、介護保険サービス受給者数において、全体の受給者数及び在宅介護サービスの受給者数は増加傾向を示しており、当然ながら、保険給付も年々増加しています。

そういう中で、令和4年度介護保険事業としていろいろ取り組まれておりますが、まず、介護予防事業として、一時的にコロナの流行に伴い活動自粛はあったものの、まちかどカフェ、てんとうむし教室、シニアエクササイズなど地域主体の活動の推進に、また、認知症対策も認知症サポーターの増員、ここでは地元高校生との連携もし、他世代相互理解にもつながっているなど、実績を上げていると認識したところであります。

また、その裏打ちである決算についても介護保険事業の推進に適用したものであり、認定することに賛成いたします。なお一層の介護予防施策の充実を望み、賛成討論いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第45号、令和4年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第11 議案第46号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第46号、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療決算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上を別枠の医療保険に囲い込み、痛みを感じてもらおうと始まった医療制度です。保険料は2年に1回見直しされ、低所得者に対して均等割の軽減割合が、以前の9割軽減が廃止され、令和元年より8.5割、令和2年度7.75割、令和3年度以降は軽減特例が廃止され7割軽減となり、まさしく高齢者に痛みを感じてもらおう政策となっています。

令和4年10月から、年収で単身200万円以上、夫婦世帯で320万円以上に対し、医療費の2割負担が実施されました。窓口負担2割になる方が284名となっています。

高齢になれば、医療にかかることが増えるのは当然です。高齢者の収入に占める医療費負担の割合は、若者世代に比べて3倍から4倍と高くなります。年金が、令和4年4月から0.1%削減されました。少ない年金だけでの生活では、医療抑制が起こり重症化を招きます。

よって、議案第46号、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療決算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第46号、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 2 議案第 4 7 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 4 7 号、令和 4 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 4 7 号、令和 4 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 3 議案第 4 8 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 3 議案第 4 8 号、令和 4 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第48号、令和4年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

9時50分まで休憩します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時49分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第14 議案第59号～日程32 議案第77号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第14 議案第59号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例から日程第32 議案第77号、公の施設の指定管理者の指定についての件まで19件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

よろしく願いいたします。

それでは、議案第59号から議案第61号につきまして説明させていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第59号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

理由としまして、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

以下は、条例改正案文でございます。

8ページ以降に新旧対照表を参考資料として添付してございます。

改正の要旨で説明させていただきます。

17ページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部改正の要旨。

1、改正の趣旨。本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1) 第1条改正。こちらは令和5年度支給分になります。期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する。期末手当、年間2.4月分から2.45月分、0.05月分引上げ。勤勉手当については、年間2.0月分から2.05月分、0.05月分引上げ。引上げ分は12月に配分いたします。

定年前再任用短時間勤務職員につきましては、期末手当年間1.35月分から1.375月分、0.025月分引上げ。勤勉手当は年間0.95月分から0.975月分、0.025月分の引上げとなります。

②国家公務員の行政職俸給表の改定に準じて給料表を改正本文の「別表第1」のとおり改定いたします。

(2) 第2条改正。第1条により改正された期末手当及び勤勉手当の支給割合を6月と12月それぞれ均等になるよう定める。こちらは令和6年度以降の支給分となります。

3、施行期日でございます。

(1) 第1条改正は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。

(2) 第2条改正につきましては、令和6年4月1日から施行するとしてございます。
議案第59号の説明は以上でございます。

次のページをお願いいたします。18ページでございます。

議案第60号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

理由といたしまして、特別職の国家公務員の給与改定に鑑み、職員の給与改定に準じて、町長等及び議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例（案）。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

以下は、条例改正案文でございます。

21ページ以降に参考資料といたしまして新旧対照表を添付しております。

25ページの説明要旨で説明をさせていただきます。25ページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正の要旨。

1、改正の趣旨でございます。

特別職の国家公務員の給与が、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定されていることに鑑み、職員の給与改定に準じて町長等及び議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1) 第1条及び第3条改正。期末手当の支給割合を改定いたします。こちらは令和5年度支給分になります。年間2.6月分から2.7月分、0.1月分の引上げとなります。引上げ分は、12月に配分いたします。

(2) 第2条及び第4条改正。第1条及び第3条により改正された期末手当の支給割合を6月と12月それぞれ均等になるよう定める。こちらにつきましては、令和6年度以降支給分になります。

3、施行期日。

(1) 第1条及び第3条改正。公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(2) 第2条及び第4条改正。令和6年4月1日から施行するとしてございます。

議案第60号の説明は以上のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第61号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

理由としましては、特別職報酬等審議会委員報酬を定めるため、本案を提出するもの
でございます。

次のページをお願いいたします。27ページでございます。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

以下は、条例改正案文でございます。

28ページに参考資料として新旧対照表を添付してございます。

29ページの改正の要旨で説明をさせていただきます。29ページをお願いいたしま
す。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正の要旨。

1、改正の要旨でございます。特別職報酬等審議会委員報酬を定めるため、所要の改
正を行うものでございます。

2、改正の内容としましては、特別職報酬等審議会委員報酬を次のように定める。日
額を6,000円としてございます。

3、施行期日。この条例は公布の日から施行するとしてございます。

議案第61号については以上でございます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

税務課長、芝君。

○税務課長（芝 健治）

よろしくお願い申し上げます。

私からは議案第62号についてご説明いたします。

30ページをお願いいたします。

議案第62号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

改正の理由としましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の減額措置を行うため、本案を提出いたします。次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正事項につきましては、参考資料の上富田町国民健康保険税条例の一部改正の要旨に沿ってご説明しますので、参考資料の37ページをお願いいたします。

過日の総務文教常任委員会では税務課から、厚生建設常任委員会では住民課から、産前産後保険料免除制度と題して協議事項としてご説明した件について、このたび国保税条例の一部改正を提出するものであります。

1、改正の趣旨としましては、子育て世帯の経済的負担軽減と次世代育成支援を進める観点から、令和6年1月1日以後の国民健康保険税について、被保険者が出産する、つまり、子を出産する母の国保税の所得割額と均等割額を減額するため、本条例を改正するものであります。

2、改正の内容につきましては、出産月の前月、多胎妊娠の場合は三月前から出産の予定月と翌々月までの期間にかかる額を基準として定めた額を減額するものであります。恐れ入りますが、33ページにお戻りください。

33ページの附則でございます。

第1項においては、この条例は、令和6年1月1日から施行するとしています。

また、附則第2項においては、この条例による改正後の上富田町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると定めています。

令和5年度においては、令和5年11月1日以降に出産の方が対象となり、その場合、国保税免除期間は令和6年1月以降の分が対象となります。

また、参考資料としまして、34ページ以降に新旧対照表を添付していますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

福祉課副課長、平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第63号についてご説明を申し上げます。

議案第63号、上富田町保育所条例の一部を改正する条例。

上富田町保育所条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

改正の理由といたしましては、上富田町立なのはな保育所の運営を公私連携法人に移管することにより、町立保育所としての役割を廃止するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町保育所条例の一部を改正する条例（案）でございます。

上富田町保育所条例の一部改正。

以下は、改正の条文でございます。

次のページに、参考資料といたしまして新旧対照表をつけてございます。

その次のページ、41ページの参考資料、改正の要旨においてご説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨。上富田町立なのはな保育所の運営を公私連携法人に移管することにより、町立保育所としての役割を廃止するため、なのはな保育所を条文から削除する。

2、改正の内容。本条例第2条において、上富田町保育所から「なのはな保育所」の名称及び位置を削除する。

3、施行期日。令和6年4月1日から施行するとしてございます。

なお、公私連携法人に移管するとは、現在のなのはな保育所の施設において、令和6年4月1日に公私連携幼保連携型認定こども園くまのの森こども園が開設することによるものです。

以上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第64号について説明させていただきます。

ページは42ページとなります。

議案第64号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和6年3月31日をもって和歌山県市町村総合事務組合から上大中清掃施設組合を脱退させることについて、和歌山県市町村総合事務組合規約を別紙のように変更したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

理由としまして、上大中清掃施設組合が令和6年3月31日をもって解散し、和歌山県市町村総合事務組合から脱退するためでございます。

次のページをお願いいたします。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約（案）。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部改正。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正する。

以下は、規約改正案文でございます。

44ページ以降に新旧対照表を参考資料として添付しております。

48ページの要旨で説明をさせていただきます。48ページの変更の要旨をお願いいたします。

和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更の要旨でございます。

1、変更の要旨。上大中清掃施設組合が令和6年3月31日をもって解散し、和歌山県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、施行期日といたしまして、この規約は令和6年4月1日から施行するとしてございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

（「議長、ゆっくりやってもらえないですか。タブレット使おうとしてるんで、ゆっくりめに……」の声あり）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（大石哲雄）

再開します。

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第65号から議案第68号についてご説明いたします。

それでは、議案書49ページをお願いいたします。

議案第65号、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和6年3月31日をもってみなべ町が和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合から脱退することに伴う和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

理由としまして、令和6年3月31日をもってみなべ町が和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を脱退することに伴い、組合を組織する構成団体及び議会の組織の変更が必要であるため、本案を提出するものとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を改正する規約（案）。

和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「7人」を「6人」に改める。

別表中「広川町 みなべ町」を「広川町」に改める。

附則、この規約は、令和6年4月1日から施行する。

次のページにつきましては、参考資料として新旧対照表を添付しております。こちらにつきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第66号についてご説明いたします。

資料52ページをお願いいたします。

議案第66号、みなべ町が和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を脱退することに伴う財産処分に関する協議について。

地方自治法第289条の規定により、みなべ町が和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合から脱退することに伴う財産処分について関係市町の協議により次のとおり定めたいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

理由としまして、みなべ町の脱退に伴う財産処分については、組合の財政調整基金の運用状況を鑑み、これまでみなべ町が当組合に対し拠出してきた相当額を精算し、返還するものでございます。

次のページをお願いいたします。

みなべ町が和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を脱退することに伴う財産処分に関する協議書（案）でございます。

第1条、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合財政調整基金のうち、みなべ町持分相当額126万5,000円を返還する。

第2条、前条以外のすべてのものは、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に帰属する。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第67号についてご説明いたします。

54ページをお願いいたします。

議案第67号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,735万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に2億490万円を追加し、12億9,063万9,000円と定めています。

19款繰入金では、補正前の額に2,470万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に2億2,960万円を追加し、77億4,735万6,000円と定めています。

歳出です。

3款民生費では、補正前の額に1億6,200万円を追加し、26億949万4,000円と定めています。

6款商工費では、補正前の額に6,760万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に2億2,960万円を追加し、77億4,735万6,000円と定めています。

次のページにいきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから58ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをいただきますようお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、61ページをお願いいたします。

3、歳出、3款民生費、1項社会福祉費では、補正前の額に1億6,200万円を追加。4目物価高騰対応低所得世帯支援給付金事業費として1億6,200万円を措置してございます。

18節負担金、補助及び交付金では、物価高騰対応低所得世帯支援給付金として、こちらは、対象世帯につきましては上富田町に住所を有する世帯で、世帯全員の令和5年度住民税が非課税である世帯（ただし、世帯全員が住民税課税者から扶養されている場合は対象外となります）に対し、1世帯当たり7万円、対象世帯数としては2,200世帯を対象に支給するもので1億5,400万円を措置してございます。

1節の報酬から12節の委託料につきましては、事業実施に要する事務費として計上してございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費では、補正前の額に6,760万円を追加。4目上富田地域元気活性化商品券支給事業費として6,760万円を措置してございます。

18節負担金、補助及び交付金では6,320万円を措置。こちらにつきましては、上富田町に住所を有する方に商品券を配付する事業で、1人当たり4,000円、対象人数につきましては1万5,800人分として措置してございます。

10節需用費及び11節役務費につきましては、事業実施に伴う事務費を措置してございます。

次のページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをいただきますようお願いいたします。

歳入についてご説明をいたしますので、59ページをお願いいたします。

2、歳入。

15款国庫支出金、2項国庫補助金では、補正前の額に2億490万円を追加。1目総務費国庫補助金では2億490万円を措置。

内訳としまして、低所得世帯支援枠分としまして事業費交付金1億5,400万円、事務費交付金として790万円を措置してございます。こちらの低所得世帯支援枠分につきましては、基本、国から10分の10での交付となる予定でございます。下段、推奨事業交付金につきましては、前回の交付金と比較して7割程度の入を見込んでおります。4,300万円を措置してございます。

19款繰入金、2項基金繰入金では、補正前の額に2,470万円を追加。

こちらの財政調整基金繰入金につきましては、事業に要する一般財源として繰り入れるものになります。今回、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業につきましては、国の交付金における推奨事業メニューとして実施するものになります。上段で説明しましたとおり、この推奨事業メニューに対する交付金につきましては、前回と比較し7割程度の交付になると見込んでおりますが、住民の皆様の物価高騰の影響に鑑み、前回と同額による4,000円の商品券を支給することとし、不足分につきましては一般財源により補うものとして措置してございます。

当該補正予算につきましては、令和5年11月2日に閣議決定がなされたデフレ完全脱却のための総合経済対策を受け、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の实情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金が追加されたことにより実施する事業となります。事業に一日でも早く着手することにより、物価高騰の影響を受けた生活者への支援を迅速に実施したいと考えております。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第68号の説明に入ります。

63ページをお願いいたします。資料上は63ページ、タブレット上は65ページになろうかと思えます。お願いいたします。

それでは、63ページをお願いいたします。

議案第68号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度上富田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億3,325万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,061万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に2,459万4,000円を追加し、13億1,523万3,000円と定めています。

16款県支出金では、補正前の額に841万6,000円を追加。

17款財産収入では、補正前の額に75万3,000円を追加。

18款寄付金では、補正前の額に1億5,330万円を追加。

19款繰入金では、補正前の額に1億4,343万5,000円を追加。

20款繰越金では、補正前の額に8,191万4,000円を追加。

21款諸収入では、補正前の額に464万4,000円を追加。

22款町債では、補正前の額に1,620万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に4億3,325万6,000円を追加し、81億8,061万2,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款議会費では、補正前の額に34万円を追加し、8,554万8,000円と定めています。

2款総務費では、補正前の額に2億7,980万4,000円を追加。

3款民生費では、補正前の額に8,018万9,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に799万8,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に1,113万1,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に675万円を追加。

7款土木費では、補正前の額に4,683万8,000円を追加。

8款消防費では、補正前の額に35万円を追加。

9款教育費では、補正前の額に278万6,000円を追加。

11款公債費では、補正前の額から293万円を減額。

歳出合計では、補正前の額に4億3,325万6,000円を追加し、81億8,061万2,000円と定めています。

67ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

屋内運動場空調設備設計委託料、期間は令和6年度まで、限度額を1,000万円と定めています。

学校給食センター運営事業、期間は令和6年度から令和8年度まで、限度額を1億7,500万円と定めています。

屋内運動場空調設備設計委託料につきましては、小学校5校の屋内運動場に空調設備を設置するための設計委託に係る債務負担行為となります。令和5年度中に設計委託を発注することにより、令和6年度での工事発注及び完成を目指すものでございます。

学校給食センター運営事業につきましては、令和6年度から令和8年度における調理等業務を委託する調理等業務委託請負業者選定に伴う債務負担行為となります。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正。

変更です。

5、道路橋梁等整備事業、限度額を2,670万円と定めています。こちらにつきましては、町道西谷線防災安全対策工事に係る追加変更となっております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算のものと変更ございません。

69ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから71ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをいただきますようお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、80ページをお願いいたします。データ上は82ページになろうかと思えます。よろしいでしょうか。

歳出の内訳の説明に入りますが、今回の補正において全体に共通する部分について、まずご説明いたします。

まず、職員の給与等についてですが、人事異動によるもの、人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑みた改定を反映した補正を実施しております。

期末手当及び勤勉手当については、それぞれ0.05月分の引上げを、給料については、国家公務員の行政職俸給表の改定に準じて給料表を改定したものに合わせた補正を行っております。

それから、町長等特別職及び議会議員の期末手当の支給割合についても、職員の給与改定に準じて引上げを実施しております。内容につきましては、期末手当について0.1月分の引上げを実施しております。

これらの説明につきましては、以後省略し、新規事業や金額の増減の大きなものなどのうち、主なものについてご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、3、歳出、1款議会費、1項議会費では、補正前の額に34万円を追加。

2款総務費、1項総務管理費では、補正前の額に2億6,719万5,000円を追

加。主なものとしまして、4目庁舎管理費、14節工事請負費において、庁舎高圧ケーブル機器取替工事請負費として103万5,000円を追加措置してございます。こちらにつきましては、取替工事にかかったところ、老朽化により既存のルートが利用できず、別途新設する必要が生じたために追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5目財務管理費、16節公有財産購入費では、土地購入費として1,825万円を措置してございます。こちらにつきましては、上富田町保健センター前の現況公衆用道路237平方メートルの購入、それから、下鮎川字加茂386-6、こちらにつきましては平成25年に宅地造成事業会計で取得していましたが土地を一般会計で買い戻すもので、面積は661.19平方メートル分のこの2件分として措置してございます。

8目町民協働費にいきまして、18節負担金、補助及び交付金では、町内会館整備費補助金として、こちらは3件分として200万円を追加措置してございます。

10目企画費、24節積立金につきましては、ふるさと納税に係る補正で昨年度並みの受入れが見込まれることによる追加措置となっております。

続きまして、2項徴税费では、補正前の額に187万6,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費では、補正前の額に1,058万7,000円を追加。12節委託料につきましては、戸籍法令の改正に伴うシステム改修費用として939万4,000円を措置してございます。こちらにつきましては、全額国庫補助となる予定でございます。

4項選挙費では、補正前の額に5万7,000円を追加。

5項統計調査費では、補正前の額に8万9,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費では、補正前の額に29万1,000円を追加。

2項障害福祉費では、補正前の額に3,251万7,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

こちらの19節扶助費につきましては、障害福祉サービス等給付費の増額見込みによる追加となり、1,562万円を措置してございます。また、22節償還金、利子及び割引料につきましては、令和4年度精算に伴う返還金1,517万4,000円を措置してございます。

続きまして、3項児童福祉費では、補正前の額に2,462万円を追加。1目児童福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料につきましては、事業費の確定による過年度分の返還金を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

4項保険年金費では、補正前の額に1,719万5,000円を追加。

27節繰出金につきましては、特別会計国民健康保険事業繰出金、それから、次のページの特別会計後期高齢者医療への繰出金として1,587万1,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

5項老人福祉費では、補正前の額に556万6,000円を追加。

27節繰出金につきましては、特別会計介護保険への繰出金として483万5,000円を追加措置してございます。

4款衛生費、1項保健衛生費では、補正前の額に622万2,000円を追加。

次のページをお願いいたします。2目予防費では、22節償還金、利子及び割引料で、過年度分の新型コロナウイルスワクチン接種事業費確定に伴う返還金を措置してございます。

2項清掃費では、補正前の額に177万6,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費では、補正前の額に1,097万8,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

3目農業振興費では、22節償還金、利子及び割引料で、過年度分中山間地域等直接支払交付金の返還金として548万9,000円を措置。

5目農業集落排水費としましては、農業集落排水事業への補助金として311万7,000円を措置してございます。

2項林業費では、補正前の額に15万3,000円を追加。

6款商工費にいきまして、1項商工費では、補正前の額に675万円を追加。

次のページをお願いいたします。

2目観光振興費、18節負担金、補助及び交付金で、こちらは紀州口熊野マラソン実行委員会への補助金として500万円を措置してございます。こちらにつきましては、企業版ふるさと納税による追加措置となります。

7款土木費、1項土木管理費では、補正前の額に206万6,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋梁費では、補正前の額に4,819万4,000円を追加。2目道路橋梁維持費、14節工事請負費につきましては、南紀の台41号線の道路改良及び町道企業団地本線側溝整備として1,100万円の追加措置をしてございます。

また、5目防災安全交付金事業費につきましては、町道西谷線の防災安全対策工事請負費、こちらはのり面の安全対策工事となります。3,600万円を措置してございま

す。

3項河川費では、補正前の額から550万5,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

4項都市計画費では、補正前の額に320万8,000円を追加。2目公共下水道費につきましては、公共下水道事業への補助金として310万8,000円を措置してございます。

5項住宅費では、補正前の額に512万9,000円を追加。

6項地籍調査費では、補正前の額から625万4,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費では、補正前の額に35万円を追加。

9款教育費、1項教育総務費では、補正前の額に136万1,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費では、補正前の額に266万8,000円を追加。

3項中学校費では、補正前の額から901万3,000円を減額。こちら、2目中学校教育振興費、12節委託料につきましては、海外研修業務委託料684万円を減額措置してございます。

次のページをお願いいたします。

4項学校給食費では、補正前の額に16万4,000円を追加。

5項社会教育費では、補正前の額に700万5,000円を追加。3目公民館費、16節公有財産購入費では、(仮称)南紀の台・パブリックコミュニティセンターに係る用地の追加取得費として505万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

6項保健体育費では、補正前の額に60万1,000円を追加。

11款公債費、1項公債費では、補正前の額から293万円を減額。こちらは決算見込みに合わせて減額するものでございます。

次のページ、給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しいたきますようお願いいたします。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、72ページ、データでは74ページをお願いいたします。

2、歳入。

15款国庫支出金、1項国庫負担金では、補正前の額から296万5,000円を減額。

2項国庫補助金では、補正前の額に2,755万9,000円を追加。

16款県支出金、1項県負担金では、補正前の額に379万5,000円を追加。
次のページをお願いいたします。

2項県補助金では、補正前の額に462万1,000円を追加。

17款財産収入、1項財産運用収入では、補正前の額に75万3,000円を追加。
次のページをお願いいたします。

18款寄付金、1項寄付金では、補正前の額に1億5,330万円を追加。上段、1節さわやか上富田まちづくり寄付金につきましては、ふるさと納税分として1億4,800万円を追加措置してございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金では、補正前の額に1,087万6,000円を追加。

2項基金繰入金では、補正前の額に1億3,255万9,000円を追加。1節さわやか上富田まちづくり基金の繰入金につきましては、ふるさと納税に係る記念品代手数料、それから、紀州口熊野マラソン、また大人の社会塾への補助金として9,114万円を措置してございます。また、4目財政調整基金繰入金につきましては、事業に要する一般財源分として繰り入れるもので、4,071万9,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

20款繰越金、1項繰越金では、補正前の額に8,191万4,000円を追加。決算確定に伴う追加となっております。

21款諸収入、3項雑入では、補正前の額に464万4,000円を追加。

22款町債、1項町債では、補正前の額に1,620万円を追加してございます。

それぞれ歳出でご説明した事業の財源として措置しております。

私からの説明は以上となります。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課課長、瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第69号につきまして説明させていただきます。

タブレットの116ページ、資料114ページのほうをお願いします。

議案第69号、令和5年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

令和5年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,526万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,951万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

タブレット117ページ、資料115ページのほうをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款県支出金としまして、補正前の額に6,793万5,000円を追加。

4款財産収入では、補正前の額に1万5,000円を追加。

5款繰入金では、補正前の額に247万7,000円を追加。

6款繰越金では、補正前の額に483万7,000円を追加。

歳入合計としまして、補正前の額に7,526万4,000円を追加し、20億2,951万9,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に558万円を追加。

2款保険給付費では、補正前の額に6,721万円を追加。

3款国民健康保険事業納付金につきましては、補正はございません。

6款基金積立金では、補正前の額に1万5,000円を追加。

8款諸支出金では、補正前の額に245万9,000円を追加。

歳出合計としまして、補正前の額に7,526万4,000円を追加し、20億2,951万9,000円と定めてございます。

タブレットで119ページ、資料の117ページのほうをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、タブレットで122ページ、123ページ、資料でいいますと120、121ページになります。

2、歳入です。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では、6,793万5,000円を追加。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、1万5,000円を追

加。国民健康保険基金預金利子でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、1,423万4,000円を追加。

2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金では、1,175万7,000円を減額。

続きまして、タブレットで124ページ、125ページをお願いします。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、483万7,000円を追加。これにつきましては前年度繰越金でございます。

タブレットの126、127ページをお願いします。資料でいいますと124、125です。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、524万9,000円を追加。主に人件費分と制度改正に伴うシステム改修委託料分でございます。なお、システム改修委託料93万5,000円につきましては、全額補助対象となっております。

2項徴税费です。1目賦課徴收费では、33万1,000円を追加。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では6,000万円を追加。全額県交付金対応でございます。

タブレット128、129ページ、資料の126、127ページをお願いします。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では、700万円を追加。これにつきましても全額県交付金対応となっております。

5項葬祭諸費、1目葬祭費では、21万円を追加。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分と、次の2項後期高齢者支援金等分につきましては、補正はございませんが、財源内訳の変更を行っております。

続きまして、タブレットの130ページ、131ページ、資料128、129ページをお願いします。

3項介護納付金につきましても、同様、財源内訳のみの変更となっております。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国民健康保険基金積立金では、1万5,000円を追加。

8款、諸支出金、2項返還金、1目返還金では、245万9,000円を追加。過年度分保険給付費等交付金、特別交付金の返還金分でございます。

タブレットの132、133ページ、資料の130、131ページにつきましては、給与費明細書でございます。恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

長寿課課長、宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

私からは、議案第70号についてご説明させていただきます。

132ページ、タブレット134ページをお願いします。

議案第70号、令和5年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

令和5年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,564万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,404万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金では、補正前の額に543万2,000円を追加し、3億9,472万2,000円と定めています。

4款支払基金交付金では、補正前の額に705万2,000円を追加。

5款県支出金では、補正前の額に432万6,000円を追加。

7款繰入金では、補正前の額より188万1,000円を減額。

8款繰越金では、補正前の額に2,071万2,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に3,564万1,000円を追加し、17億2,404万1,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に106万2,000円を追加し、4,653万9,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額に2,600万円を追加。

4款地域支援事業費では、補正前の額に43万4,000円を追加。

5款諸支出金では、補正前の額に624万9,000円を追加。

6款基金積立金では、補正前の額に189万6,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に3,564万1,000円を追加し、17億2,404万1,000円と定めています。

135から137ページ、タブレット137ページから139ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、お目通しくださいますようお願いいたします。

138ページ、タブレットでは140ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、420万円を追加。

2項国庫補助金では、合計で123万2,000円を追加。主なもので、1目調整交付金現年度分130万円を追加。5目保険者機能強化推進交付金51万4,000円と6目介護保険保険者努力支援交付金10万7,000円の減額は、令和5年度の交付金の額の確定によるものです。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、合計で705万2,000円の追加。主なものとしまして、1目介護給付費交付金現年度分702万円を追加しております。

次のページをお願いいたします。

5款県支出金、1項県負担金では、425万円を追加。

2項県補助金では、合計で7万6,000円を追加。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、合計で483万5,000円を追加。主なものとしまして、1目介護給付費繰入金で325万円を追加。

4目低所得者保険料軽減繰入金では、84万9,000円の追加。現年度分につきましては、令和5年度交付金の額が決定したことによる29万6,000円の減額。過年度分につきましては、令和4年度実績報告による114万5,000円の追加交付分となります。5目その他一般会計繰入金で、66万円を追加しております。

次のページをお願いいたします。

2項基金繰入金では、671万6,000円を減額しています。

8款繰越金、1項繰越金では、前年度繰越金2,071万2,000円を追加しています。

144ページ、タブレット146ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、99万9,000円を追加しています。主に人件費の追加と令和5年度介護報酬システム改修委託料による80万5,000円の追加、公用車購入費用の精算による57万7,000円の減額となっております。

2項徴収費、1目賦課徴収費では、6万3,000円を追加。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、合計で2,500万円を追加。1目
居宅サービス給付費は、財源内訳の変更をしております。2目施設介護サービス給付費
で2,000万円。

次のページをお願いします。

146ページ、タブレットで148ページです。

6目地域密着型介護サービス給付費で500万円を追加しています。

2項介護予防サービス等諸費では100万円を追加、介護予防サービス給付費を措置
しています。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活総合支援事業費では、合計で11万8,
000円を追加。1目介護予防・生活支援サービス事業費は、財源内訳の変更をしてお
ります。2目一般介護予防事業費では、人件費を追加措置しております。

次のページをお願いします。

2項包括的支援事業・任意事業費では、合計で31万6,000円を追加。人件費に
よる追加措置となっております。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金では、624万9,000円
を追加しております。過年度分介護給付費等の返還金を措置しています。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金で189万6,0
00円を追加しております。

150ページ、151ページ、タブレットでは152、153ページ、給与費明細に
つきましては、お目通しくさせていただきますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課課長、瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第71号について説明させていただきます。

タブレットの154、資料152ページをお願いします。

議案第71号です。令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。
令和5年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,661万7,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,648万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

タブレット155ページ、資料153ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款繰入金では、補正前の額に163万7,000円を追加。

4款繰越金では、補正前の額に405万5,000円を追加。

5款諸収入では、補正前の額に1,092万5,000円を追加。

歳入合計としまして、補正前の額に1,661万7,000円を追加し、3億5,648万4,000円と定めてございます。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に56万1,000円を追加。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に513万1,000円を追加。

5款諸支出金では、補正前の額に1,092万5,000円を追加。

歳出合計としまして、補正前の額に1,661万7,000円を追加し、3億5,648万4,000円と定めてございます。

タブレット156、資料154ページ、お願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

続きまして、タブレット159、160ページ、資料の157、158ページのほうをお願いします。

2、歳入。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、163万7,000円を追加。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、405万5,000円を追加。前年度繰越金分でございます。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入では、1,092万5,000円を追加。主に過年度分の療養給付費負担金の精算金分でございます。

タブレット161ページ、162ページ、資料の159、160ページをお願いします。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、56万1,000円を追加。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金では、5 1 3 万 1, 0 0 0 円を追加。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金では、4 万 9, 0 0 0 円を追加。過年度の保険料還付金でございます。

2 項繰出金、1 目他会計繰出金では、1, 0 8 7 万 6, 0 0 0 円を追加。これにつきましては、先ほど歳入で説明しました過年度分療養給付費等負担金精算金分について、一般会計へ返還するものでございます。

タブレット 1 6 3、1 6 4、資料 1 6 1、1 6 2 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

1 1 時 1 5 分まで休憩します。

休憩 午前 1 1 時 0 4 分

再開 午前 1 1 時 1 3 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き当局より提案理由の説明を求めます。

建設課副課長、谷本君。

○建設課副課長（谷本和久）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 7 2 号についてご説明申し上げます。

1 6 3 ページ、タブレットは 1 6 5 ページをお願いいたします。

議案第 7 2 号、令和 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）。

令和 5 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 8 万 6, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3, 9 0 1 万 9, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、補正前の額から18万6,000円を減額し、1億3,894万1,000円。

歳入合計では、補正前の額から18万6,000円を減額し、1億3,901万9,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、1項宅地造成管理費、補正前の額から18万6,000円を減額し、4,863万3,000円。

歳出合計では、補正前の額から18万6,000円を減額し、1億3,901万9,000円と定めてございます。

次の165ページから167ページ。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

168ページ、169ページ、タブレットは170ページ、171ページをお願いいたします。

2、歳入です。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額から18万6,000円を減額し、1億3,677万9,000円。

計としまして、補正前の額から18万6,000円を減額し、1億3,894万1,000円と定めてございます。

3、歳出です。

1款宅地造成費、1項宅地造成管理費、1目宅地造成事業費、補正前の額から18万6,000円を減額し、4,863万3,000円。

計としまして、補正前の額から18万6,000円を減額し、4,863万3,000円と定めてございます。

次のページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第73号についてご説明させていただきます。

タブレットでは174ページ、資料172ページをお願いします。以降、資料のページで説明させていただきます。

議案第73号、令和5年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和5年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和5年度上富田町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款、水道事業費用、既決予定額から15万6,000円を減額し、計4億8,650万2,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額から15万6,000円を減額し、計4億4,979万8,000円と定めています。

資料173ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額から119万8,000円を減額し、計5,389万3,000円と定めています。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

資料の174ページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますが、お見通しのほどよろしくお願いいたします。

資料175ページをお願いします。

令和5年度、上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

支出です。

1款水道事業費用、既決予定額から15万6,000円を減額し、4億8,650万2,000円と定めています。

1項営業費用、既決予定額から15万6,000円を減額し、4億4,979万8,

000円と定めています。

1目原水及び浄水費、既決予定額に26万7,000円を追加し、1億5,954万円と定めています。こちらにつきましては、職員2名分の給与費等の補正でございます。

2目配水及び給水費、既決予定額に132万4,000円を追加し、9,327万8,000円と定めています。こちらにつきましては、職員2名分の給与費等の補正と委託料で彦五郎橋への水道管添架に伴う橋梁の補強設計業務委託料として99万円を措置、また、手数料で、低濃度PCB分析手数料として5万2,000円を措置してございます。この低濃度PCB分析につきましては、水道施設岩田受水地における電気設備の保守点検業務により、低濃度PCBが含まれている可能性の電気機器があるとの報告があったため、その機器より絶縁油を採取し分析を行うものでございます。なお、このPCBとは、ポリ塩化ビフェニルの略称で、人工的につくられた主に油状の化学物質であり、人体に悪影響を及ぼすことが分かっており、PCBが含まれている電気機器については指定の処分場で処分を行うこととなります。

資料の176ページをお願いします。

3目業務費、既決予定額から190万7,000円を減額し、4,062万6,000円と定めています。こちらにつきましては、職員2名分の給与費等の補正と会計年度任用職員1名分について、当初予算で計上していたものを減額しているものでございます。

4目総係費、既決予定額に16万円を追加し、1,510万2,000円と定めています。こちらにつきましては、職員1名分の給与費等の補正でございます。

資料177ページをお願いします。

令和5年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

合計金額のみご説明させていただきます。

資料の178ページをお願いします。

令和5年度末時点の予定資金増加額（又は減少額）はマイナス1億2,076万367円。これは上記の各キャッシュ・フローの合計額となります。

資金期末残高7億7,114万8,280円を予定してございます。

資料の179ページをお願いします。

資料179ページから182ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いたします。

資料の183ページをお願いします。

令和5年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

債権債務に関する項目を除き、税抜きで表示しておりますが、それぞれの合計額のみ

で説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。

1、固定資産。固定資産合計では30億942万5,897円となっております。

2、流動資産。流動資産合計では8億3,376万6,304円。

資産合計では38億4,319万2,201円を予定しております。

資料184ページをお願いします。

負債の部でございます。

3、固定負債合計では6億668万8,799円。

4、流動負債合計では9,211万6,570円。

5、繰延収益では7億1,867万1,257円。

負債合計では14億1,747万6,626円となっております。

次に、資本の部でございます。

6、資本金では17億4,009万2,080円。

7、剰余金。資料185ページをお願いします。剰余金の合計では6億8,562万3,495円。

資本合計では24億2,571万5,575円。

負債資本合計では38億4,319万2,201円を予定しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課副課長、陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いします。

私からは、議案第74号についてご説明申し上げます。

タブレット188ページ、資料186ページをお願いします。

議案第74号、令和5年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和5年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和5年度上富田町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、既決予定額に68万6,000円を追加し、計2億2,096万3,000円と定めています。内訳として、第2項営業外収益、既決予定額に68万6,000円を追加し、1億6,693万7,000円と定めています。

第2款農業集落排水事業収益、既決予定額に156万6,000円を追加し、計2億6,750万7,000円と定めています。内訳として、第2項営業外収益、既決予定額に156万6,000円を追加し、計2億192万6,000円と定めています。

タブレット189ページ、資料187ページをお願いします。

支出です。

第1款公共下水道事業費用、既決予定額に68万6,000円を追加し、計2億2,046万3,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額に68万6,000円を追加し、計1億9,343万円と定めています。

第2款農業集落排水事業費用、既決予定額に156万6,000円を追加し、計2億6,718万円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額に156万6,000円を追加し、計2億4,933万4,000円と定めています。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額に77万7,000円を追加し、計1,757万2,000円と定めています。

他会計からの補助金。

第4条、予算第9条中、1億9,273万3,000円を1億9,895万8,000円に改める。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

タブレット190ページ、資料188ページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

次のページをお願いします。

令和5年度上富田町下水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入です。

1款公共下水道事業収益、既決予定額に68万6,000円を追加し、2億2,096万3,000円と定めています。

2項営業外収益、既決予定額に68万6,000円を追加し、1億6,693万7,

000円と定めています。

1目他会計補助金、既決予定額に310万8,000円を追加し、9,055万9,000円と定めています。

3目負担金、既決予定額から254万9,000円を減額し、88万9,000円と定めてごさいます。新規加入に伴う受益者負担金の精算により補正してごさいます。

4目長期前受金戻入、既決予定額に12万7,000円を追加し、7,248万9,000円と定めています。地方公営企業法適用時の固定資産が確定したことに伴い補正してごさいます。

2款農業集落排水事業収益、既決予定額に156万6,000円を追加し、2億6,750万7,000円と定めています。

2項営業外収益、既決予定額に156万6,000円を追加し、2億192万6,000円と定めています。

1目他会計補助金、既決予定額に311万7,000円を追加し、9,202万6,000円と定めています。

2目負担金、既決予定額から65万5,000円を減額し、38万2,000円と定めてごさいます。こちらも新規加入に伴う加入負担金の精算により補正してごさいます。

3目長期前受金戻入、既決予定額から89万6,000円を減額し、1億951万1,000円と定めています。こちらも地方公営企業法適用時の固定資産が確定したことに伴い補正してごさいます。

タブレット192ページ、資料190ページをお願いします。

支出です。

1款公共下水道事業費用、既決予定額に68万6,000円を追加し、2億2,046万3,000円と定めています。

1項営業費用、既決予定額に68万6,000円を追加し、1億9,343万円と定めています。

5目総係費、既決予定額に55万5,000円を追加し、2,241万8,000円と定めています。職員2名分の給与費等の人件費を補正してごさいます。

6目減価償却費、既決予定額に13万1,000円を追加し、1億3,413万3,000円と定めています。こちらにつきましても、地方公営企業法適用時の固定資産が確定したことに伴い補正してごさいます。

2款農業集落排水事業費用、既決予定額に156万6,000円を追加し、2億6,718万円と定めています。

1項営業費用、既決予定額に156万6,000円を追加し、2億4,933万4,

000円と定めています。

5目総係費、既決予定額に22万2,000円を追加し、933万5,000円と定めています。職員1名分の給与費等の人件費を補正してございます。

6目減価償却費、既決予定額に134万4,000円を追加し、1億6,627万7,000円と定めてございます。こちらにつきましても、公営企業法適用時の固定資産が確定したことに伴い補正してございます。

タブレット193ページ、194ページをお願いします。資料191ページ、192ページとなります。

令和5年度上富田町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。合計金額のみご説明させていただきます。

令和5年度末時点の予定資金増加額（又は減少額）は1,639万9,737円。これは上記のキャッシュ・フローの合計額となります。

資金期首残高3億9,934万365円、資金期末残高4億1,574万102円を予定してございます。

タブレット195、197ページ、資料193、195ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

次のページをお願いします。

令和5年度上富田町下水道事業予定貸借対照表でございます。

債権債務に関する項目を除き、税抜き表示でしております。それぞれの合計額のみでご説明させていただきます。

まず資産の部でございます。

1、固定資産。固定資産合計では70億4,383万9,487円となっております。

2、流動資産。流動資産合計では4億3,442万4,388円。

資産合計では74億7,826万3,875円を予定してございます。

負債の部でございます。

3、固定負債。固定負債合計では19億7,274万4,155円。

次のページをお願いします。

4、流動負債。流動負債合計では2億4,280万9,521円。

5、繰延収益。繰延収益合計では36億3,187万4,371円。

負債合計では58億4,742万8,047円となっております。

次に、資本の部でございます。

6、資本金では11億6,385万1,404円。

7、剰余金。剰余金合計では4億6,698万4,424円。

資本合計では16億3,083万5,828円、負債資本合計では74億7,826万3,875円を予定してございます。

以上が今回の補正内容となっております。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第75号についてご説明いたします。

タブレットの200ページ、資料で198ページをお願いいたします。

議案第75号、土地の取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得物件。西牟婁郡上富田町朝来字沖之芝756番1。雑種地873平方メートル。

2、取得価格。一金2,640万8,250円。

3、目的。上富田福祉センター駐車場用地として。

4、契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

理由としまして、当該物件につきましては、上富田福祉センターの駐車場用地として借用している土地であり、取得することが合理的であると考えられることから、以前より所有者に対し売買について打診をしてきた経緯がございます。このたび、所有者の合意が得られたことから、当該土地を取得することについて本案を提出するものでございます。

次のページには、参考資料としまして土地売買仮契約書を添付してございます。

第15条におきまして、この契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき乙の議会の議決を得たときは、本契約が成立するものとするとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

福祉課副課長、平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第76号、議案第77号についてご説明を申し上げます。

議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理を指定することについて、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。第一あすなろ学童保育所、第二あすなろ学童保育所。

2、指定管理者となる団体。和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2741番地、一般社団法人あすなろ学童保育所、代表理事林修志。

3、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、参考資料をお願いいたします。

公の施設の指定管理者の指定につきまして、第一あすなろ学童保育所及び第二あすなろ学童保育所についてです。

1、指定管理者となる団体、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2741番地、一般社団法人あすなろ学童保育所、代表理事林修志。本法人の設立日は令和5年7月12日でございます。

本議案におきましては、管理を行わせる公の施設として、第一あすなろ学童保育所と第二あすなろ学童保育所の2施設がございしますが、町指定管理者制度運用指針により、サービスの向上や経費の縮減、管理運営の一体性の観点から、第一あすなろ学童保育所と第二あすなろ学童保育所、合わせて1つの法人に委託をするものです。

2、選定方法につきましては、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づく、公募によらない指定管理者の候補者の選定（非公募）としてございます。

3、選定理由。当該団体は、長年にわたって第一あすなろ学童保育所、第二あすなろ学童保育所の運営に携わっており、今後、学童保育のさらなる安定と強化を図るために、現在の保護者会役員や放課後児童支援員等により設立された団体である。

これまでの学童保育所運営の実績をはじめ、児童や保護者、学校など関係機関との強い信頼関係があり、施設の性格、設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認めら

れ、上富田町の施策と一体となった運営による充実した学童保育事業の提供が期待できるとしてございます。

4、指定の期間につきまして、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。これは、利用者サービスの継続性と安定性を確保しつつ、効率性や人材育成の観点から5年間としてございます。

5、選定までの流れ。令和5年10月25日、上富田町子ども・子育て会議に諮問を行ってございます。これは、これまで町と学童保育所において、学童保育所指定管理運営業務仕様書に定める保育の体制や施設管理、予算などの運営全般に係る協議を調べてまいりましたが、当該団体から提出のあった事業計画、収支予算計画を評価いただくためのものとしてございます。

令和5年11月10日、上富田町子ども・子育て会議において、各学童保育所からの説明を受け、その内容についての協議、評価を行い、結果、指定管理候補者とする事について答申をいただき、今回本議案を上程するものです。

続いて、議案第77号をお願いいたします。

議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。なごみ学童保育所。

2、指定管理者となる団体。和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1764番地の10、特定非営利活動法人なごみ学童保育所、理事長前島知世。

3、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、公の施設の指定管理者の指定について、なごみ学童保育所に係る分でございます。

重複いたしますが、1番、指定管理者となる団体。和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1764番地の10、特定非営利活動法人なごみ学童保育所、理事長、前島知世。本法人の設立日は、令和5年10月23日でございます。

2、選定方法。公募によらない指定管理者の候補者の選定（非公募）です。

3、選定理由。当該団体は、長年にわたってなごみ学童保育所の運営に携わっており、

今後、学童保育のさらなる安定と強化を図るために、現在の保護者会や放課後児童支援員等に設立された団体である。これまでの学童保育所運営の実績をはじめ、児童や保護者、学校など関係機関との強い信頼関係があり、施設の性格、設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認められ、上富田町の施策と一体となった運営による充実した学童保育事業の提供が期待できるとしてございます。

4、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間。

5、選定までの流れ。令和5年10月25日、上富田町子ども・子育て会議に諮問を行い、令和5年11月10日、上富田町子ども・子育て会議による評価、協議を経て上富田町子ども・子育て会議より答申をいただいております。

本参考資料に記載の選定方法、指定の期間、選定までの流れにつきましては、先ほどの議案第76号の説明と同様となります。

以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△日程第22 議案第67号

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

ここで日程の順序を変更し、日程第22 議案第67号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第5号）を先に審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第22 議案第67号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第5号）を先に審議することに決しました。

日程第22 議案第67号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第5号）を議題といたしまして、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

62ページのかみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費負担金のところなんですけれども、これ、先ほど4,000円の商品券を出すということだったんですが、増額等

は検討されなかったのでしょうかという質問です。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

増額は今のところ検討しておりません。4,000円でいきます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより日程第22 議案第67号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第5号）
を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、12月14日午前9時00分となっておりますので、ご参集願います。

ありがとうございました。

延会 午前11時50分